

「ピリオフェノン」、「フルチアニル」、「プロパルギット」、「ホラムスルフロン」及び「マンデストロビン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響評価について

令和 2 年 1 2 月  
医薬・生活衛生局食品基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。今般、下記の農薬等の残留基準を設定するに当たって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記について、農薬等としての食品中の残留基準を設定することとしている。

1. ピリオフェノン（農薬）
2. フルチアニル（農薬）
3. プロパルギット（農薬）
4. ホラムスルフロン（農薬）
5. マンデストロビン（農薬）



## ピリオフェノン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和元年9月3日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和元年9月13日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリオフェノン(Pyriofenone)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンゾイルピリジン系の殺菌剤である。病原菌の分生子の形成阻害、菌糸の形態異常の誘起等により、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:小麦、りんご等 <b>今回、ししとうへの適用拡大申請</b> 使用方法:散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.09 mg/kg 体重/日(2018) ARfD = 設定の必要なし(2018)
	国際基準	うり科野菜、ベリー類等 米国:うり科野菜、つる性植物果実等 カナダ:トマト、キウイ等 EU:大麦、ぶどう等 豪州:うり科野菜、ぶどう等 ニュージーランド:うり科野菜
	諸外国	<b>インポートトレランス申請:キウイ(米国)</b>
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成23年11月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年11月26日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【2】</b> 平成27年10月9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年2月23日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【3】</b> 平成30年4月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年5月22日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.091 mg/kg 体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フルチアニル

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和元年7月23日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルチアニル (Flutianil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	チアゾリジン環にシアノメチレン基を有する殺菌剤である。他剤に対する耐性菌株又は低感受性株に対しても有効であり、また形態学的観察により菌の感染行動への影響は他剤とは異なることから、他剤とは異なる作用機構を有すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: きゅうり、トマト等 <b>今回、パセリ、ピーマン等への適用拡大申請</b> 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: りんご、メロン等 カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成22年 8月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 1月26日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【2】</b> 平成28年11月14日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 4月18日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【3】</b> 平成31年 1月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成31年 4月16日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 2.4 mg/kg 体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

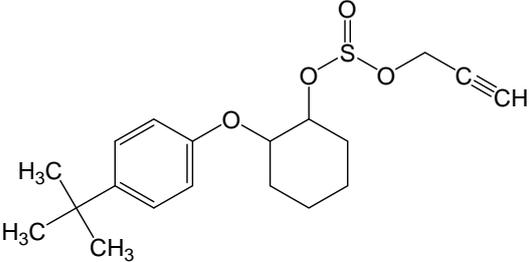
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# プロパルギット

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年3月12日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロパルギット(Propargite)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	亜硫酸エステル系の殺虫剤である。ミトコンドリアのATPアーゼ阻害及びモノアミン酸化酵素阻害により、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:りんご、みかん等 <b>今回、すももへの適用拡大申請</b> 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/日 (1999) ARFD = 設定の必要なし (1999)
	国際基準	トマト、核果類等
	諸外国	米国: ばれいしょ、オレンジ等 カナダ: りんご、すもも等 EU: オレンジ、茶等 豪州: りんご、核果類等 ニュージーランド: かんきつ類、核果類等
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成19年 3月 5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月29日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0098 mg/kg 体重/日	

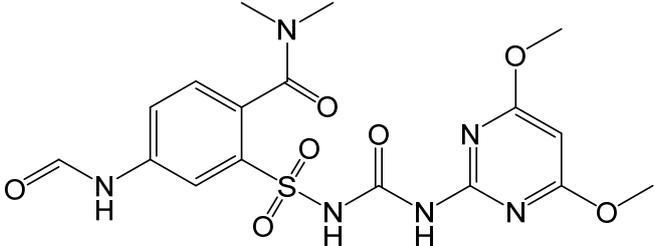
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ホラムスルフロン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年8月5日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ホラムスルフロン (foramsulfuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルホニルウレア系の除草剤である。アセトラクテート合成酵素(ALS)の活性阻害により、タンパク質生成が阻害され、生育が停止することにより殺草作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	芝に対して登録がなされている。 適用作物: 食用作物への適用なし <b>今回、てんさいへの適用拡大申請</b> 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	カナダ: とうもろこし(爆裂種)、スイートコーン等 EU: とうもろこし等 ニュージーランド: とうもろこし 米国: 設定の必要なし 豪州: 基準なし
食品安全委員会での評価等	平成26年 1月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 1月20日 食品健康影響評価結果 受理 (食品安全基本法第11条第1項第2号に該当すると認められる。)	

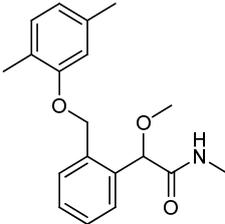
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# マンデストロビン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和元年 8 月 21 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	マンデストロビン (Mandestrobin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系の殺菌剤である。ミトコンドリア内チトクローム系に作用し、電子伝達を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: トマト、なす等 <b>今回、カリフラワー、ブロッコリー等への適用拡大申請</b> 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.2 mg/kg 体重/日 (2018) ARfD = 3.0 mg/kg 体重 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)、設定の必要なし (一般の集団) (2018)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: ベリー類、ぶどう等 カナダ: いちご、ぶどう等 EU: もも、チェリー等 豪州: レタス、核果類等 ニュージーランド: 豆類、たまねぎ等
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成26年 1月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年10月 7日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【2】</b> 平成27年 9月29日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年11月10日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【3】</b> 平成30年 4月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 5月22日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.19 mg/kg 体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会



○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【ピリオフェノン】

・作物残留試験

【フルチアニル】

・作物残留試験

【プロパルギット】

・作物残留試験

【マンデストロビン】

・作物残留試験